

Q83. 介護保険について教えてください。

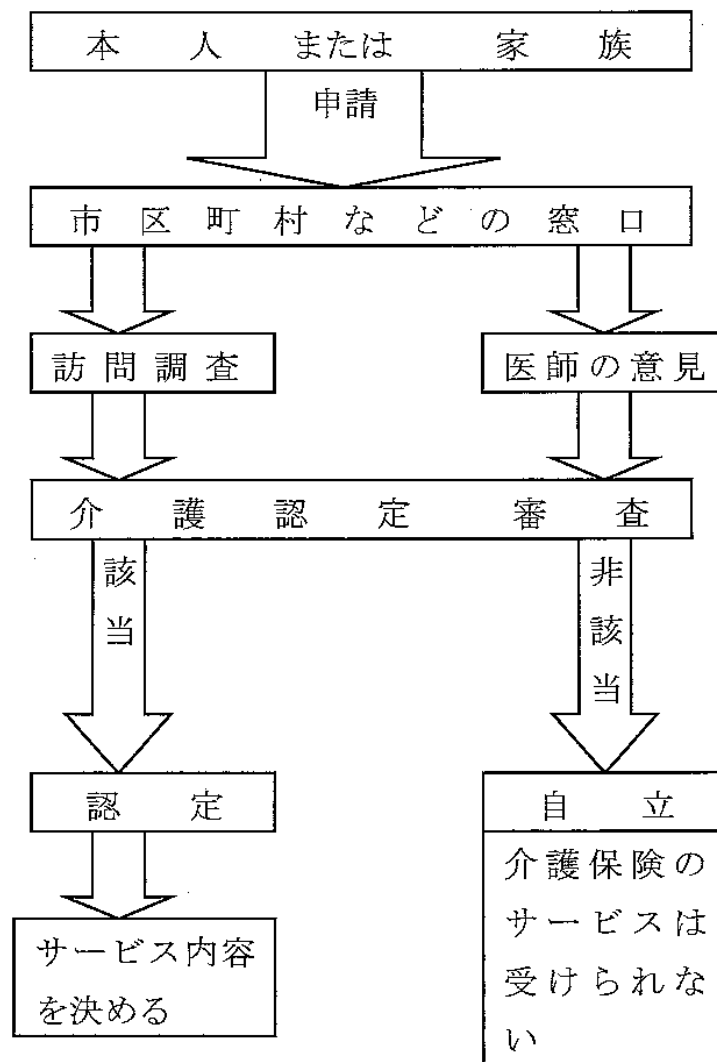
A.

介護保険とは

私たちの住む地域で運営する制度です。介護保険制度は、私たちの住む地域（市）が保険者となって運営します。40 歳以上の方が被保険者（加入者）となって保険料を負担し、原則として 65 歳以上が利用の対象となり、介護が必要と認定された時には、費用の一部（原則として 1 割）を支払って介護サービスを利用する仕組みとなっています。

介護サービスを受けるための手続き方法

介護保険で、サービスを受けるには、申請が必要です。サービスを受けるまでの手続きの流れは以下のようになっています。



[要介護認定] の申請の仕方

介護保険のサービスを利用するためには、まず申請をしてください。サービスを利用するためには介護が必要であると認定される事が必要です。もよりの委託介護支援事情者又は市の窓口申請

(相談) すると、調査、審査を経て、必要な介護の度合い(要介護状態区分) が決まります。申請から認定の通知までは、30 日以内となっています。

1. 申請します。(サービスが必要となったら、もよりの委託介護支援事業者又は市の窓口などで手続きをします。)

◎要介護認定申請者に介護保険の保険証を添えて窓口提出します。

2. 訪問調査を受けます。

◎介護が必要とする人の心身の状態などを調べるために、誌が委託した介護支援専門員(ケアマネージャー)などが家庭を訪問します。

◎訪問調査表(全国共通)に記入を受けます。

3. かかりつけ医(主治医)に意見書を記入してもらいます。

4. 専門家が審査します。

5. 認定結果が通知されます

要支援/要介護と認定された人は、要介護状態区分によって決められている支給限度額内であれば、原則としてかかった費用の1割を利用料として支払ってサービスを利用できます。その際、どんなサービスをどれくらい利用するかという「介護サービス計画」(ケアプラン)を作ることが必要です。

1. 介護サービス計画(ケアプラン)を作成

◎ケアプラン作成を依頼します。

居宅介護支援事業者などに、保険証を添えて申し込みます。

◎ケアプランを作成します

介護支援専門員(ケアマネージャー)が、本人や家族と話し合いながらサービスの内容や利用する事業者などを盛り込んだケアプランを作り、サービス利用表に記入します。

◎依頼が決まったら市に届け出ます。

ケアプラン作成を依頼する事業者が決まったら、市に「居宅サービス計画作成依頼届書」を届け出ます

2. サービスを利用

◎サービス提供機関にサービス利用票と被保険者証を提示します。

◎ケアプランに基づきサービスを利用します。

◎費用の1割を負担します。

要介護度と利用できるサービスの上限額

(在 宅 介 護)			
*SS＝短期施設入所（別枠）			
	状態の目安	サービス例	給付上限額（月額）
要支 援	日常生活は可能。入浴などに一部介助（見守りや手助け）が必要	通所介護週2回 福祉用具（歩行器） SS（6ヶ月に1週）	61,500円
要 介	1 入浴・着替えなどに一部介助が必要。歩行、立ち上がりが不安。	訪問介護（週5回） 訪問看護（週1回） 通所介護（週1回） 福祉用具（車椅子） SS（6ヶ月に2週）	165,800円
	2 排泄や食事に一部介助が必要。自力では歩行できない。	訪問介護（週5回） 訪問看護（週1回） 通所介護（週2回） 福祉用具（車椅子） SS（6ヶ月に2週）	194,800円
	3 排泄、入浴、着替えなどに全面的な介護が必要。痴ほうで問題行動が見られることがある。	訪問介護（週9回） 訪問看護（週1回） 通所介護（週3回） 福祉用具（車椅子等） SS（6ヶ月に3週）	267,500円
護	4 食事や排せつ、入浴、着替えなどに全面的介助が必要。痴ほうで多くの問題行動が見られることがある。尿意も見られなくなる場合が多い。	訪問介護（週13回） 訪問看護（週2回） 通所介護（週1回） 福祉用具（寝台等） SS（6ヶ月に3週）	306,000円
	5 生活全般にわたり、全面的な介助が必要。痴ほうで多くの問題行動が見られることがある。意思の伝達がほ	訪問介護（週20回） 訪問看護（週2回） 訪問リハビリ（週1回） 福祉用具（寝台等）	358,300円

	とんど、またはまったくで きない場合が多い。	SS (6ヶ月に6回)	
〈施設介護〉			
	特別養護老人ホーム (月額平均)		325,000円
	老人保健施設 (同)		354,000円
	療養型医療施設 (同)		431,000円

平成15年現在

サービスの内容

①訪問・通所サービス

訪問介護 (身体介護・家事援助・身体、家事複合型)

訪問看護

訪問入浴

訪問リハビリテーション

通所介護 (デイサービス)

通所リハビリテーション (デイケア)

②短期施設入所

③福祉用具の貸与

④福祉用具購入費 (1年間に10万円までの費用の9割が申請により支給されます)

⑤住宅改修費 (20万円までの費用の9割が申請により支給されます)

介護保険の介護を受けたい人は、各市の市役所の保健福祉部介護保険課に相談することが1番です。

社会福祉士